

V 森林デューデリジェンス関連規則に関する調査

※本項では、特に断らない限り有識者からの聞き取りによる記述である。

V-1. 森林破壊にかかる動向

(1) 森林保全にかかる国際情勢

COP26 において、議長国である英国により世界的な森林保全とその修復促進を含む取組を強化する「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表され、日本を含む 140 カ国以上が署名した。英国のジョンソン首相（当時）は森林を政策重点分野の一つに位置付けており、議長国プログラムとして森林・土地利用イベントを開催し議論を促したものである。

FAO によれば、1990 年以降世界の森林は約 1 億 7800 万 ha 減少している。森林減少の主な要因は農地転用によるものとされており、2010～2020 年の期間ではアフリカおよび南米における森林減少が著しく進んでいる。こうした森林の減少を受け 2014 年に国連の森林に関するニューヨーク宣言が採択されているが、「2030 年までに森林を保護・回復し天然林の減少を終わらせる」という目標達成は困難であるとみられている。

このような現状から、森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言は、以下のようない項目を掲げている。

表 V-1-1 グラスゴー宣言概要

・ 森林及び陸域生態系の保全とその回復促進
・ 持続可能な開発、森林減少・土地劣化を助長しない持続可能な産品生産・消費を 促す貿易・開発政策の促進
・ 収益性の高い持続可能な農業の開発、森林の多面的価値の認識等を通じた脆弱 性軽減・回復力向上・農村生活向上
・ 持続可能な農業や食料安全保障等を促進するための、農業の政策・プログラム を実施し、必要に応じて見直し
・ 持続可能な農業、持続可能な森林経営、森林の保全と回復を可能にするための 官民による多様な資金源からの資金・投資の大幅な増加
・ 森林の損失・劣化を好転させるための国際的な目標と資金フローの整合を促進

森林・土地利用イベントでは、宣言の実効性担保のためいくつかの共同声明が発表されている。策定された共同声明のうち、28 カ国が参加した森林・農業・コモディティ対話（FACT 対話）共同声明では、森林減少リスクのある農作物のサプライチェーン中の森林減少の阻止

を掲げている。

FACT 対話は、COP26 に向けて持続可能な貿易と開発を促進し、各国が森林減少を削減するための行動についてグローバルなロードマップに合意することを目指した、英国主催の国際的な対話である⁸⁶。英国では、COP26 開催前の 2 月に、牛肉・大豆・パーム油等の製品を対象に、持続可能な取引方法について生産国及び輸入国と合意している。COP26 における FACT 対話では、インドネシアと英国が共同議長を務め、世界の森林を保護すると同時に、農産物の持続可能な貿易とサプライチェーンを促進することが約束された⁸⁷。

サプライチェーン上の森林減少リスクの管理を目指すこのような動きは、主要農作物の規制導入を進める欧州の動向を反映したものと考えられる。欧州においては、森林破壊のリスクが高い商品について、サプライチェーン上の情報収集、リスクの特定・評価、リスクの防止・軽減のためのデューデリジェンスシステムの構築、実施、情報開示が企業に求められている。

⁸⁶ 農林水産省ウェブサイト https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/210531_31.html

⁸⁷ 英国政府ウェブサイト
<https://www.gov.uk/government/news/more-than-20-countries-come-together-to-pledge-support-for-the-worlds-forests>

V-2. 森林減少フリー製品に関する規則案の概況

(1) 規則の背景

森林には、二酸化炭素の吸収による気候変動の低減機能があり、また地球上の 80%の生物が生息していることから保全することで生物多様性の維持に繋がる。さらに、世界人口の 25%が森林に依拠した経済活動を行っており、経済面でもその保護は重要である。

森林破壊（森林減少と森林劣化）の主要な原因は商品作物を栽培するための農地の拡大であると言われている。また、世界人口の増加と農産物の需要の増加により農地の需要がさらに増加し、森林破壊が更に進行すると想定されている。そのため、森林劣化を引き起こす木材製品をはじめ、森林減少に寄与した農地で生産された商品作物を規制対象とすることで、EU での消費が森林破壊に与える影響を低減することを目指している。

(2) 主要生産国・輸出国の政府の動向

本規則案の対象品目の主要な生産国及び EU の主要な輸入先国は下表のとおり。なお、「森林、農業、コモディティ貿易（FACT）対話の下での協力の原則に関する共同声明」を支持することを表明し、持続可能な方法で生産された農産物の市場拡大に向けて各国が共に協力することを宣言した国は、下線のとおり⁸⁸。

表 V-2-1 対象品目の EU への主要な輸出国

対象品目	主要な生産国	EU への主要な輸出国
牛肉	<u>ブラジル</u> 、オーストラリア、米国	<u>英国</u> 、 <u>ブラジル</u>
カカオ ⁸⁹	<u>コートジボワール</u> 、 <u>ガーナ</u> 、エクアドル	<u>コートジボワール</u> 、 <u>ガーナ</u>
コーヒー	<u>ブラジル</u> 、ベトナム	<u>ブラジル</u> 、ベトナム
パーム油	<u>インドネシア</u> 、 <u>マレーシア</u>	<u>インドネシア</u> 、 <u>マレーシア</u>
大豆	<u>ブラジル</u> 、米国、アルゼンチン	<u>ブラジル</u> 、アルゼンチン、米国
木材 ⁹⁰	米国、ロシア、中国	カナダ、中国、ロシア、米国
天然ゴム	タイ、 <u>インドネシア</u> 、ベトナム	タイ、 <u>インドネシア</u> 、 <u>コートジボワール</u>

特に、2010～2020 年の森林減少面積が最も大きく、カカオ、コーヒー、牛肉、大豆、パー

⁸⁸ 農林水産省 「森林・農業・コモディティ貿易（FACT）対話」の下での協力の原則に関する共同声明（仮訳）（2021 年 5 月 31 日）

⁸⁹ カカオ豆のみを対象として生産国を選定

⁹⁰ FAO Forest product consumption and production より、Industrial roundwood の生産国を基準に選定

ム油、及び木材の主要な生産国であるブラジルでは⁹¹、厳しい森林法⁹²に基づく農用地使用法を課され、全農地に対して一定の割合での保全地区を設けることを義務付けている。また、50ha 以上の農地の開発に関しては、環境ライセンスを取得することを義務付けている。さらに、農地のデジタル化が促進されており、生産者登録及び所有する土地の環境保全を目的としたゾーニング登録を行うことが義務付けられている。そのため、登録された正規の農業者による生産品は、比較的トレーサビリティが確保しやすい体制が整っていると推察される。

⁹¹ FAO STAT 等を参照

⁹² LEI N° 12.651, DE 25 DE MAIO DE 2012.

(3) 審議状況・今後のスケジュール

「平等な競争条件と森林破壊のないサプライチェーンの共通理解のための需要側への追加的な規制等に関して」欧州委員会が最初に言及したのは、2019年7月23日に公表されたコミュニケーション文書「世界の森林の保護及び回復に向けたEU行動の強化（Stepping up EU Action to Protect and Restore the World's Forests）」であった。本文書はサプライチェーンの透明性を高め、EU市場に輸入される製品による森林減少や森林劣化リスクを最小限にすることを目指すものであり、欧州グリーン・ディール、生物多様性戦略、及びFarm to Fork戦略とも関連するもの。森林減少と森林劣化に関する2つの会議（2014年及び2017年に実施）を含む複数のステークホルダー協議、3つの分析調査、実施したパブリックコンサルテーション（2019年1月）の結果に基づいて発表されたもの。以下の5つの優先事項を設定している。

- EUの土地利用にかかるフットプリントを削減し、サプライチェーン上で森林破壊をしていない製品の消費を促進
- 生産国と協力して、森林への負荷を低減し、EUの開発協力を『森林破壊がない』ようにすること
- 森林破壊を食い止め、森林再生を促進するための国際協力の強化
- より持続可能な土地利用慣行を支援するための資金分配
- 森林と商品サプライチェーンに関する情報の入手可能性と質、及び、情報アクセス、並びに、研究開発支援の実施

2020年9月3日～12月10日には、パブリックコンサルテーションを実施し、圧倒的多数の利害関係者（企業団体やNGO）がデューデリジェンス義務化を支持したことで、2021年11月21日に欧州委員会により「森林破壊防止を目的としたデューデリジェンス義務化規則案」（以下、「森林減少フリー製品に関する規則案」）が公表された。

2022年6月28日、EU理事会が「森林減少フリー製品に関する規則案」の修正案（一般教書アプローチ⁹³）を採択した。EU理事会の修正案は、各加盟国は、「野心と現実」のバランスを的確に取ること、WTOルールに合致する「明瞭で即時対応可能な条文づくり」を行うことを強調した妥協案となっている。対象品目と対象となる生態系の拡大の必要性和実現可能性を評価するということを強調した上で、欧州委員会案に妥協したと明記されており、本規則案は第一段階であると位置付け、主要な論点はレビューに持ち越すことで、本規則の円滑な成立を優先した内容となっている。

2022年7月12日の欧州議会環境委員会にて、欧州議会の修正案が採択され、2022年9月12日の欧州議会本会議で、欧州議会の修正案として決議された。欧州議会の修正案は、EU理事会と異なり、対象品目、対象製品、対象生態系、対象事業者に関して追加的な提案がなされる等、野心的なものとなっている。

⁹³ EU理事会 10284/22、2022年6月24日

2022 年 12 月 6 日に三者協議を行い政治合意に至った。欧州委員会案と EU 理事会案がベースとなっており、規則最終案⁹⁴には欧州議会の提案の主要な部分が反映されていない。ただし、欧州委員会案では、2 年後レビュー（施行後 2 年以内に実施）及び定期レビュー（施行後 5 年以内ごとに実施）のみを想定していたが、欧州議会の提案により、1 年後レビュー（規則施行後 1 年以内に実施）が追加された。より短い期間で、対象拡大の議論を進めるという意図があると推察される。以上より、各機関の主要な論点をレビューに持ち越すことで、欧州委員会案の公表から約 1 年で規則案の政治合意に至ったと推察される。

規則の施行は、EU の官報へ掲載日から 20 日後と定められている。規則の施行は 2023 年 5～6 月頃以降を予定⁹⁵している。規則の適用開始は施行日より 18 か月後となるが、2020 年 12 月 31 日以前に設立された零細企業・小規模企業は、施行日から 24 か月後が履行日となる。

表 V-2-2 施行日が 2023 年 6 月であると仮定した場合の暫定スケジュール

2019 年 7 月 23 日	コミュニケーション文書「世界の森林の保護及び回復に向けた EU 行動の強化」を公表。「森林破壊のないサプライチェーンの共通理解のための需要側への追加的な規制」に関して言及
2020 年 9 月 3 日 ～12 月 10 日	パブリックコンサルテーションを実施。圧倒的多数の利害関係者（企業団体や NGO）がデューデリジェンス義務化を支持
2021 年 11 月 21 日	欧州委員会環境総局（DG ENV）が欧州委員会の規則案公表
2022 年 6 月 28 日	EU 理事会が修正案（一般教書アプローチ）を採択
2022 年 9 月 12 日	欧州議会本会議で、欧州議会の修正案として決議
2022 年 12 月 6 日	それぞれの立場による三者協議の結果、政治合意に至る
2023 年 5～6 月頃	- 官報への掲載 - 規則の施行（掲載日から 20 日後）
2024 年 6 月まで (施行日から 1 年以内)	レビュー・影響評価の実施。（他の森林地帯への適用拡大を検討）
2024 年 11～12 月頃 (施行日から 18 か月後)	規則の適用開始（一部条項を除く。2020 年 12 月 31 日以前に設立された零細企業・小規模企業を除く）

⁹⁴ 本報告書作成時点では、最終的な規則は公開されていないため、2022 年 12 月 21 日に EU 理事会常任代表委員会で決定した「合意に向けた最終規則案」を最新の情報として参照する。（EU 理事会 16298/22、2022 年 12 月 21 日。合意に向けた EU 理事会の妥協案。欧州議会環境委員会（COMENVI）に送付済み）

⁹⁵ ヒアリングより

2025 年 6 月まで (施行日から 2 年以内)	● レビューを実施（他の生態系・品目の拡大・対象製品の修正/拡大の検討、消費の変化の把握、金融機関の義務の規定を検討）
2025 年 5 ～ 6 月頃 (施行日から 24 か月後)	● 2020 年 12 月 31 日以前に設立された零細企業・小規模企業への規則の適用開始
2028 年 6 月まで (施行日から 5 年以内)	● 規則のレビューを実施（第三国及びサプライチェーン上のステークホルダーへの影響評価、森林劣化の定義拡大、チェック機能の有効性）

（出所）欧州委員会公表情報、ヒアリング⁹⁶を基にみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

(4) 概要

森林減少フリー製品に関する規則案は、「木材・木材製品を市場に出荷する対象事業者の義務を定める規則（以下、「EU 木材規則」）」に代わる規則であり、「EU の消費が森林資源の枯渇に与える影響を低減することを目指す」ための義務的なデューデリジェンス規則案である。欧州グリーン・ディールの一環として、温室効果ガスの排出及び生物多様性の喪失を減らすこと並びに森林生態系に依存する地域住民の生活の保護を目的としている。

EU 木材規則同様に、EU27 カ国及びノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（欧州経済領域：EEA）⁹⁷ 共通の政策フレームワークであり、各国は所管官庁を定め、罰則を規定し、欧州委員会と連携を取りつつデューデリジェンスの実務を担う。

対象製品を EU 域内市場へ配置⁹⁸、又は EU から輸出を行う対象事業者は、当該製品が「2020 年 12 月 31 日以降に森林破壊が行われた土地で生産されていないこと」及び「対象品目の生産国の関連法に準拠していること」の両条件を満たすことを保証する義務がある。また、今後 EU 域内市場において森林破壊に関連する品目（大豆、牛、パーム油、木材、ココア、コーヒー、ゴム）及び、その品目によって製造される製品（チョコレート、家具等）を取り扱う場合、国・地域ごとに規定されるベンチマークシステムに基づき、生産地の地理情報等の提示が要求される可能性がある⁹⁹。

① 対象品目・対象製品

対象品目（relevant commodities）は、EU 域内での消費と森林破壊の関連性が高く、貿易価格における政策介入が最も効果的な品目を対象としている。そのため、EU 域内消費が世界の森林破壊に及ぼす影響の評価を推定するための環境フットプリントに関する調査、ステ

⁹⁶ ヒアリングより

⁹⁷ 本章ではこれらを総称して、「EU 域内」と呼称する

⁹⁸ 配置とは、欧州域内市場で対象品目及び対象製品を最初に流通、消費、又は使用のために供給されること。有償、無償を問わない

⁹⁹ 欧州委員会プレスリリース（2022 年 12 月 6 日）

ークホルダー協議等を踏まえ、EU 域内の消費が森林破壊へ大きな影響を与えているとされた 7 品目が対象品目となる。

対象製品（**relevant products**）とは、対象品目を使用又は供給された製品として規定されており、本規則附属書 I に記載されている CN コード¹⁰⁰で定められたものである。そのため、対象品目由来の製品であっても、本規則の対象製品から除外されている製品も存在する。具体的な品目は表 V-2-3 のとおり。

¹⁰⁰ HS コード（6 桁目まで）に EU 独自の解品目分類（7,8 桁目）を加えたもの

表 V-2-3 森林デューデリジェンスの対象製品（牛関連製品）

品目	製品	HSコード
牛関連製品	牛（生きているものに限る。）のうち、 ・家畜のもの	0102
	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	0201
	牛の肉（冷凍したものに限る。）	0202
	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、 ・牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） ・牛のもの（冷凍したものに限る。）	020610
	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、 ・肝臓	020622
	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、 ・その他のもの	020629
	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類のうち、 ・牛のもの	160250
	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	4101
	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、 ・湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	4104
	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第 41.14 項の革を除く。）のうち、 ・全形の革	4107

表 V-2-4 森林デューデリジェンスの対象製品（カカオ関連製品）

品目	製品	HSコード
カカオ関連製品	カカオ豆（生のもの及びいつたもので、全形のもの及び割つたものに限る。）	18010000
	カカオ豆の殻、皮その他のくず	18020000
	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	1803
	カカオ脂	18040000
	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	18050000
	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	1806

表 V-2-5 森林デューデリジェンスの対象製品（コーヒー関連製品）

品目	製品	HSコード
コーヒー関連製品	"コーヒー（いつたものであるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）のうち、・コーヒー（いつたものを除く。）"	0901

表 V-2-6 森林デューデリジェンスの対象製品（ゴム製品）

品目	製品	HSコード
ゴム製品	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	4001
	配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	4005
	加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び形材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）	4006
	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）	4007
	板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）のうち、 ・セルラーラバーのもの	4008
	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）のうち、 ・コンベヤ用のベルト及びベルチング	4010
	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）	4011
	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップのうち、 ・更生タイヤ	4012
	ゴム製のインナーチューブ	4013
	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）のうち、 ・手袋、ミトン及びミット	4015
	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	4016
	硬質ゴム（例えば、エポナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品	4017

表 V-2-7 森林デューデリジェンスの対象製品（パーム関連）

品目	製品	HSコード
パーム関連製品	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	1511
	その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）のうち、 ・油やしの実及びパーム核 ・綿実	120710
	やし（コブラ）油、パーム核油及びパバス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）のうち、 ・粗油	151321
	やし（コブラ）油、パーム核油及びパバス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）のうち、 ・その他のもの	151329
	その他の植物性又は微生物性の油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第 23.04 項又は第 23.05 項のものを除く。）のうち、 ・パーム油かす及びパーム核油かす	230660
	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体のうち、 ・グリセリン	290545
	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体のうち、 ・パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	291570
	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体のうち、 ・その他のもの	291590
	工業用ステアリン酸	382311
	工業用オレイン酸	382312
	脂肪酸、工業用、モノカルボン酸；精製からの酸性油（ステアリン酸、オレイン酸、トール油脂肪酸を除く）	382319
	工業用脂肪アルコール	382370

表 V-2-8 森林デューデリジェンスの対象製品（木材関連）

品目	製品	HSコード
木材製品	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材のうち、 ・薪材	4401
	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	4402
	木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）のうち、 ・ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	4403
	たが材、割つたポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ、又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	4404
	木毛及び木粉	4405
	木製の鉄道用又は軌道用の枕木のうち、 ・染み込ませてないもの	4406
	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）のうち、 ・針葉樹のもの	4407
	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが 6 ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	4408
	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	4409
	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファードボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）のうち、 ・木材のもの	4410
	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）のうち、 ・ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）	4411

木材製品	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	4412
	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	44130000
	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	4414
	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	4415
	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	44160000
	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	4417
	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）のうち、 ・窓及びフランス窓並びにこれらの枠	4418
	木製の食卓用品及び台所用品のうち、 ・竹製のもの	4419
	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第 94 類に属しない木製の家具のうち、 ・小像その他の装飾品	4420
	その他の木製品	4421
	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙(ただし、竹製品を除く)	47
	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品(ただし、竹製品を除く)	48
	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	4900
木材製品	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。）及びその部分品	9401
	その他の家具及びその部分品のうち、 ・事務所において使用する種類の木製家具	940330
	その他の家具及びその部分品のうち、 ・台所において使用する種類の木製家具	940340
	その他の家具及びその部分品のうち、 ・寝室において使用する種類の木製家具	94035000
	その他の家具及びその部分品のうち、 ・その他の木製家具	940360
	家具	94039030
	プレハブ建築物のうち、 ・木製のもの	94061000

品目	品目（日本語）	HSコード
大豆製品	大豆（割つてあるかないかを問わない。）	1201
	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）のうち、 ・大豆のもの	120810
	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	1507
	大豆油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	2304

（出所）森林デューデリジェンス規則案附属書Ⅰより作成。日本語訳は税関「輸出統計品目表」を参照

※日本語訳に関しては、HSコードに基づいて実施

② 対象事業者

本規則の対象となるのは、事業者（operator）及び取引業者（trader）である。

事業者とは、EU 域内に対象製品を配置又は EU 域内から輸出を行う者のことであり、自然人又は法人に限定される。ただし、第三国事業者¹⁰¹が EU 域内に対象製品を配置する場合は、対象製品を「EU 域内市場で最初に流通、消費、又は使用するために有償・無償問わず供給する（以下、「EU 市場で利用可能にする」と呼ぶ）」EU 域内事業者¹⁰²が事業者としてみなされる。

取引業者とは、対象製品のサプライチェーン中で、対象製品を EU 市場で利用可能にする事業者以外のステークホルダーのことであり、自然人、法人に限定されず、EU 法又は加盟国法の下で法律行為を行うことができると認められている団体も含まれる。

デューデリジェンスの実施に際しては、事業者と中小企業以外の取引業者は同等の義務を負う。

¹⁰¹ 「EU 域内事業者」以外の自然人又は法人

¹⁰² EU 域内で事業所登録がなされている、本社が所在する、又は恒久的施設を有する法人又は団体。自然人の場合には、EU 域内に居住する者

③ 対象事業者の対応

事業者及び中小企業以外の取引業者の実施事項は、以下の2点である。

1. デューデリジェンスの要件への適合性確認
2. デューデリジェンスステートメント（due diligence statement）の提出

1) デューデリジェンスの要件への適合性確認

事業者及び中小企業以外の取引業者は、EU 域内へ配置又は EU 域内から輸出する前に、デューデリジェンスを実施し、対象製品がデューデリジェンスの要件に適しているかを確認する義務がある。要件を満たしていない場合は、EU 域内への配置及び EU 域内からの輸出は不可となる。

なお、当初要件を満たしていると認識し、後日要件に適さないと認知した際には、EU 域内への配置の場合は、所管官庁及び製品を提供した取引業者へ報告する義務がある。また、EU 域外への輸出の場合は、対象品目を生産した加盟国の所管官庁への報告義務がある。

表 V-2-9 対象製品が満たすべきデューデリジェンスの要件

a) <u>森林破壊のない（deforestation-free）の品目及び製品であること</u> ＜木材以外の品目＞ 2021 年 1 月 1 日以降に森林減少の対象となっていない土地で生産された対象品目を原材料又は飼料に使用した製品であること。 ➤ 森林減少とは、人為的な理由に寄らず、森林（forest）¹⁰³を農業利用（agricultural use）¹⁰⁴へ転換すること。 ＜木材＞ 2021 年 1 月 1 日以降に森林劣化を伴わない森林から伐採された木材を使用したものであこと。 ➤ 森林劣化とは、原生林（primary forests）¹⁰⁵又は自然再生林（naturally regenerating forests）¹⁰⁶をプランテーション（plantation forest）¹⁰⁷又は他の森林地帯（other wooded land）
--

¹⁰³ 森林とは、0.5ha 以上の土地であり、5メートル以上かつ樹冠の被覆率が10%を超えるもの、又は同様の閾値に至る樹木。ただし、農業又は都市として土地利用が行われているものを除く

¹⁰⁴ 農業利用とは、農業を目的として土地を利用することであり、農業プランテーション（agricultural plantation）、畜産等も含まれる。なお、農業プランテーションとは、農業生産システムに取り入れられた樹木のこと（果実、パーム、オリーブ等。また、樹下で畑作を行う場合はアグロフォレストリーも含まれる）

¹⁰⁵ 原生林とは、固有種の自然再生林であり、人間活動が明確に視認できるものではなく、生態学的プロセスが著しく阻害されていないもの

¹⁰⁶ 自然再生林とは、自然再生によって成立した樹木を主体とする森林であり、植林されたものか自然再生されたものかわからない場合も含む。自然再生された在来樹種と植栽又は播種された樹種が混在し、自然再生された樹種が林分成熟時の成長株の大部分を占めると予想される森林を含。自然再生された樹木の雑木林を含む。自然再生された外来種の樹木も含む

¹⁰⁷ プランテーションとは、「人工林」のうち集約的に管理され、植栽時及び成熟時に以下の要件を満たすもの：品種は2種類以下であること、林齢の一様性、等間隔での栽培。材木、繊維、及びエネルギー利用

¹⁰⁸及び原生林（primary forests）を人工林（planted forests）¹⁰⁹に転換するという森林被覆の構造的変化のこと。

b) 「生産国の関連法規」に基づいて、生産・収穫・伐採・肥育等が実施されていること

対象品目生産国の法規制のうち、以下に関連するものに準じて生産が行われた品目を使用した製品である必要がある。

- 土地の所有権
- 環境保護権
- 森林関係の規則（木材の場合は保全を含む）
- 第三者の権利
- 労働権
- 国際法に準拠した人権
- 先住民族の権利に関する国連宣言を含む FPIC 権利（自由意志による、事前の、十分な情報を得た上で同意する、又は同意しない権利）
- 租税、腐敗防止、貿易、関税規制

（出所）EU 理事会案よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

2) デューデリジェンスステートメントの提出

事業者及び中小企業以外の取引業者は、各加盟国が個別に定める所管官庁へデューデリジェンスステートメントを提出する義務がある。本書類は、森林減少へ寄与しておらず、生産国の関連法に従って製造された製品であることを示すことを目的としている。本書類の提出により、対象製品がデューデリジェンスの要件を満たしていることに関する責任を負うものとなる。

提出方法は、欧州委員会が設置する「登録簿（Register）」と呼ばれる情報システムである。なお、「登録簿」は、本規則の施行日から 18 か月以内に提供される見込み。事業者及び中小企業以外の取引業者は、情報システムでの利用可能日から 5 年間、本書類の記録を保管する義務がある。

のための短輪作も含まれる。ただし、保護又は生態系回復のために植栽されたもの、及び成熟後に自然再生林に近いものは除外される

¹⁰⁸ 他の森林地帯とは、「森林」以外の 0.5ha 以上の土地であり、5 メートル以上かつ樹冠の被覆率が 5~10%であるもの、同様の閾値に至る樹木、又は低木、茂み、もしくは樹木の複合被覆率が 10%を超えるもの。ただし、農業又は都市として土地利用が行われているものを除く。

¹⁰⁹ 人工林とは、植林及び/又は意図的な播種によって確立された樹木を主とする森林のこと。植林又は播種された樹木が成熟時の 50%を占めると予想される場合に限る。以前より植林や播種のなされていた雑木林を含む

表 V-2-10 デューデリジェンスステートメントへの記載事項

a)	事業者の名称、住所、EU 市場に配置する製品の場合は、経済事業者登録識別番号(EORI)
b)	事業者が EU 市での輸出入する製品の HS コード及び賞味量等の説明。
c)	製品の品目が生産されたすべての土地に関する生産国及び地理的位置情報。
d)	「森林破壊のない（deforestation-free）の製品であること」又は「生産国の労働、環境、及び人権にかかる国内法及び国際法に準拠していない」というリスクが全くないかごわずかであることを確認した旨の宣誓。
e)	代表者名、事業者名、署名日、及び代表者のサイン

（出所）森林デューデリジェンス規則案よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ仮訳

④ デューデリジェンスの実施

事業者が実施すべきデューデリジェンスは以下の 3 点である。

1. 必要な情報及び文書の収集
2. リスク評価の実施
3. リスク軽減措置

ただし、「簡易デューデリジェンス（Simplified due diligence）」の規定も設けられており、サプライチェーンの複雑さ、ベンチマークシステムによる国や地域別のリスク度、原産地不明製品との混合等の危険性を評価し、低リスク国と判断された国や地域で製品及びその原材料が生産されたことが証明できる場合には、リスク評価及びリスク軽減措置については免除することができる。

1) 必要な製品及び文書情報の収集

事業者及び中小企業以外の取引業者は、対象製品に係る以下の情報を収集し、5 年間保管する義務を負う。デューデリジェンスステートメント提出時に、提供を求められるものではないが、所管官庁から求められた際には提出する義務がある。

表 V-2-11 収集すべき対象製品情報

a)	対象製品の商品名、製品の原材料リストを含む概要（木材の場合には種類と学術名を含む）
b)	数量
c)	生産国（対象品目の生産地。対象製品の原材料の場合も含む）
d)	対象品目の生産された土地区画に関する位置情報及び生産時期（日付又は生産期間）。複数の区画から生産されている場合には、すべての位置情報
e)	対象製品の供給元及び供給先の名称、電子メール及び住所

- f) 対象製品が森林破壊を受けていないという十分に決定的で検証可能な情報
- g) デューデリジェンスの要件を満たすという十分に決定的で検証可能な情報

土地区画情報の取得

生産国の法律によって認定された、単一の不動産内の土地であり、森林減少と森林劣化のリスクを総合的なレベルで判断できるに足る均質性を持っている土地の地理的位置情報のこと。座標軸を用いる。牛以外の対象品目の場合、4ha以上の土地であれば多角形（土地の周囲を表すことに十分な点から構成されるもの）を用いて地理的位置情報を提供する必要がある。

十分に決定的で検証可能な情報

EU 木材規則においては、「当該木材・木材製品が適用法を遵守していることを示す文書等」については、ガイダンス文書に記載がなされている。森林減少フリー製品に関する規則案においても、必要に応じて、加盟国又は加盟国と欧州委員会の協働によりガイダンスを作成する旨が記載されており、今後のガイダンス策定状況には注視が必要となる。

2) リスク評価の実施

事業者及び中小企業以外の取引業者は、対象製品がデューデリジェンスの要件に不適合である可能性を含むリスクについて、リスク評価基準を満たすリスク評価を行い認知する必要がある。リスク評価の結果により、不適合であるリスクがないかごくわずかであると明らかにされない限り、EU 域内市場への配置又は EU 域外への輸出は禁止される。

リスク評価は、文書化され、少なくとも年1回はレビューを実施し、所管官庁の求めに応じて提供できるように行い補完することが義務付けられている。

表 V-2-12 リスク評価基準

- a) ベンチマークシステムによる生産国のリスク度
- b) 製品情報の信頼性
- c) 生産国における森林の有無、森林減少又は森林劣化の発生状況
- d) 生産国の汚職・制裁・紛争等の情報、先住民の権利等
- e) 品目情報のトレーサビリティの困難性、不適合品目との混合等のリスク把握状況
- f) 製品情報の補完情報として、認証を用いることも可能

ベンチマークシステム

サプライチェーンの複雑さ、ベンチマークシステムによる国や地域別のリスク度、原産地不明製品との混合等の危険性を評価し、低リスク国と判断された国や地域で製品及びその原材料が生産されたことが証明できる。

認証の活用

認証や第三者認証スキームをもとに優良事例を把握することはできるが、リスク評価の代替とすることはできない。

3) リスク軽減措置の実施

事業者及び中小企業以外の取引業者は、対象製品にかかる不適合リスクを軽減するために、十分な措置が必要である。

また、対象製品の不適合リスクを軽減し、効率的に管理するために適切な方針、管理方法を整備する必要がある。

これらの対応は、文書化され、年に 1 回以上は見直しを実施し、所管官庁の求めに応じて提供できる体制を構築する必要がある。また、リスク軽減措置をどのように選択したかという点についても明示できるようにする筆業がある。

表 V-2-13 リスク軽減のための十分な措置として含むことができるもの

- | |
|---|
| a) 追加情報やデータの準備 |
| b) 第三者機関の調査又は監査 |
| c) 供給者（小規模農家）が規則の内容を遵守できるようにするための能力開発及び投資 |

表 V-2-14 中小企業以外の事業者が管理体制に含むべきもの

- | |
|--------------------------------|
| a) 経営レベルでのコンプライアンス・オフィサーを任命する。 |
| b) リスク管理 |
| c) リスク報告 |
| d) 記録管理 |
| e) 内部統制 |
| f) コンプライアンス管理 |

⑤ 違反製品の取扱い

事業者が不適合製品を EU 域内へ配置又は EU 域内から輸出した際の罰則は、各加盟国が個別に定める。ただし、以下の項目から検討するものとなる。

- 環境被害に見合った罰金。反復の場合には、段階的な引き上げが義務付けられている。前会計年度における年間総売上高の 4%を上限とし、不適合製品を取り扱うことによる利益を上回るものに設定される。
- 不適合製品の没収
- 不適合製品により得た利益の没収
- 最大 1 年間の公共調達プロセスおよび公共資金調達（入札、助成金、利権）への制限
- また、重大又は反復した違反の場合に関しては、以下の項目が検討される。
- 対象品目及び対象製品の EU 域内へ配置、EU 域内で利用可能にすること、又は EU 域内からの輸出を一時的に禁止する
- 簡易なデューデリ手続きの禁止

各加盟国の所管官庁は、不遵守企業に関する情報を欧州委員会へ報告し、欧州委員会は、不遵守の認定から 30 日以内に、以下の情報をウェブサイトで公表する。

- 法人名
- 判断日
- 違反行為の概要
- 罰則の概要

(5) 今後の論点

各機関の主要な論点をレビューに持ち越すことで、欧州委員会案の公表から約1年で規則案の政治合意に至ったと推察されるため、今後はレビューでの議論に注視する必要がある。本規則の施行後、規則の見直しである2つのタイプのレビューが実施される見込み。

① 規則施行後のレビュー

本規則の施行後1年以内又は2年以内に、欧州委員会が規則の見直しを実施し、欧州議会とEU理事会へ報告書を提出するもの。特に対象品目、対象製品、対象生態系等、三者合意時点で先送りされた論点が検討される見込み。

② 定期レビュー

本規則の施行後、少なくとも5年ごとに本規則の全般的なレビューを行うもの。必要に応じて立法案も付す。

初回の定期レビュー（本規則の施行後5年以内に実施見込み）では、特に以下の点が論点となる見込み。

- 認証制度等、貿易円滑化ツールの必要性及び実現可能性
- 農業者（特に小規模農家）、先住民、地域社会に与える影響
 - ✧ 農業者（特に小規模農家）、先住民、及び地域社会に対する本規則の影響と、持続可能なサプライチェーンへの移行及び小規模農家が本規則の要件を満たすために必要な追加支援に関する影響評価を行うことを義務付ける。
 - ✧ 本規制が小規模農家の除外とならないよう、小規模農家が地理的情報の提供ができるように財政的および技術的支援を提供することを欧州議会が提案。なお、カカオに関しては最大80%が小規模農家であると想定されている。）
 - ✧ 事業者は、生活収入を確保し、森林破壊の根本原因としての貧困に効果的に対処するために、調達元の生産者、特に小規模農家に公正な価格が支払われるように合理的な努力を払うことの義務を負うことを欧州議会が提案。
- 持続可能なサプライチェーンへ移行するために必要な追加支援策
- すべての対象品目について対象としての適格性を評価する。
 - ✧ 一度登録された対象品目は定期レビューの際に、製品の消費が森林破壊への影響が軽微であるとみなされない限り除外されることはない。
 - ✧ 科学的根拠及び消費動向変化を踏まえて評価される。

1) 対象品目・対象製品

対象品目及び対象製品に関して、欧州委員会、EU 理事会、欧州議会の各機関がそれぞれ提案したうち、最終規則案は欧州委員会案をベースとして、EU 理事会及び欧州議会案の一部が加筆されたものである。そのため、対象品目及び対象製品の追加及び修正は、今後の主要な論点の一つとなる見込み。

実際に、1 年後レビューで欧州委員会が実施する影響評価において、対象品目が森林破壊に与える影響も含むことを義務付けられている。

また、2 年後レビューで実施する影響評価では、特にとうもろこしを含む対象品目拡大も視野に入れることを義務付けている。また、対象製品に関しては、修正及び追加が検討される見込みであり、特にバイオ燃料 (HS コード 382600)¹¹⁰に関する影響評価を義務付けている。

なお、各機関の案で議論された対象品目及び対象製品は以下のとおり。

表 V-2-15 対象品目にかかる各機関の提案

	対象品目
欧 州 委 員 会	牛、木材、パーム油、大豆、カカオ、コーヒーの 6 品目
EU 理事会	欧州委員会案で妥協
欧州議会	ゴム、とうもろこし、その他家畜（豚、家禽、ヤギ/ひつじ）への対象品目を拡大。欧州委員会の影響評価候補であったため。 特に、ゴムは 6 品目に次いで影響が大きいとして追加を強調 とうもろこしは委員会の採択まえに影響評価を実施しており、影響は対象 6 品目よりは小さいがゼロではないとしていたもの

表 V-2-16 対象製品にかかる各機関の提案

	対象製品
欧 州 委 員 会	● 牛：生体、生肉（枝肉、くず肉（ただし、舌を除く））、及び皮革を対象 ● 木材：木材及びその製品並びに木炭（44 類）のうち、木炭（4402 類、チップウッド等（4404 類）、木毛及び木粉（4405 類）、木製の工具等（4417 類）、木製の食卓用品等（4419 類）、木細工（4420 類）、ハンガー等のその他木製品（4421 類）を除く全てが対象 ● パーム油：パーム種子・果実（12 類）、パーム油（1511 類、1513

¹¹⁰ 2022 年 7 月 13 日の産業・研究・エネルギー委員会（ITRE）は、バイオ燃料の原料にする大豆を制限することを可決

	類)、パーム粕 (23 類) が対象 ● 大豆：大豆 (1201)、大豆ミール (1208 類)、大豆油 (1507 類)、大豆かす (2304 類) が対象 ● カカオ：カカオ由来の製品 (1801～1806 類) は全てが対象。 ● コーヒー：コーヒー豆由来の製品は全て対象。ただし、エキスや濃縮物を使用した調製品 (2100 類) は対象外。
EU 理事会	● 牛肉：ビーフジャーキー等の加工製品を追加。 ● 木材：木炭 (4402 類、チップウッド等 (4404 類)、木毛及び木粉 (4405 類)、木製の工具等 (4417 類)、木製の食卓用品等 (4419 類)、木細工 (4420 類)、ハンガー等のその他木製品 (4421 類) を含むすべての木材及びその製品並びに木炭 (44 類) を対象 ● パーム油：工業用脂肪性アルコールを追加。ただし、ゴムへの添加剤であるステアリン酸、化粧品原料である工業用のオレイン酸、界面活性剤の原材料であるトール油脂肪酸を除く。 ● 大豆：追加なし ● カカオ：追加なし ● コーヒー：追加なし
欧州議会	● 牛：EU 理事会案に食用ミール状及び粉状のものを追加。くず肉のうち、舌 (020621 類) も追加。ただし、飼料用のミール等は含まれない。 ● 木材：EU 理事会案から、木炭を除くチップウッド、木製家具等を除外。欧州委員会案に準じたものであると言える。ただし、書籍等の印刷物等 (4900 類) を追加。木炭は 2 年後レビューへ持ち越す。 ● パーム油：食用マーガリン (1517 類) を追加。工業用脂肪性アルコールのうち、EU 理事会案では除外項目であったゴムへの添加剤であるステアリン酸、化粧品原料である工業用のオレイン酸、界面活性剤の原材料であるトール油脂肪酸も追加。化粧品等で使用されるグリセリン、ラウリルアルコール、セチルアルコール、ステアリルアルコール (2905 類) 及び塗料や化粧品等の工業製品に使われるパルミチン酸、せっけん等に使われるステアリン酸及びステアリン塩、潤滑油に使われるエステル (2915 類) も追加 (化粧品は輸入パーム油への依存が大きい。) パーム油由来のバイオディーゼル (3826 類) も追加 ● 大豆：追加なし。 ● カカオ：追加なし ● コーヒー：追加なし

	● ゴム：石油由来である合成ゴム（4002 類）、使用済みゴム素材由来の再生ゴム（4003 類）、廃材であるゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒（4004 類）を除くすべてのゴム製品が対象。 ● とうもろこし：とうもろこし（1005 類）、粉状・ひきわり状・ミール状・ペレット状のもの（1103 類）、加工品（1104 類）、でんぷん（1108 類）のすべてが対象。 ● その他家畜製品（豚、家禽、ヤギ/ひつじ）：生体や肉製品が対象。家禽、豚肉ともに飼料用のミールは対象外。
--	---

2) 対象となる生態系

今後は以下の論点について検討される見込み。

- 森林劣化の定義の拡大
- 生態系の拡大（草原、泥炭地、湿地）
- その他の木の生えた土地（other wooded land）への拡大

3) 対象事業者

最終規則案では、実際の事業者（オペレーター・トレーダー）のみを対象としているが、事業者以外にも出資を行っている金融機関を登録すべきであるという議論が行われている。

2 年後のレビューにおいて、金融機関に対する義務を規定する必要性に関する評価が実施される見込み。「金融機関が森林破壊に直接的又は間接的に寄与する資金の流れを防止し、関連する既存法も踏まえて」評価が行う見込み。

(6) 懸念事項と対策

① 畜産業界への影響

最終規則案の前文¹¹¹において、「家畜用飼料の生産は森林破壊の一因となりうる」旨が明記されており、家畜の消費による家畜飼料を介した間接的な影響に関しては、今後の論点から除外されないものと推察される。

実際に、欧州の飼料輸入業者は、本規則の導入による飼料の調達コストは増加する可能性があると述べており、価格転嫁は期待できない点が課題としている。また、トレーサビリティーの確保に懸念を有しており、ブラジル等のサプライチェーンが短い供給源は対策しやすいが、主要な供給源はサプライチェーンが長く、森林破壊に寄与していないことを証明することが難しく、対策に苦心している。実際には、高リスク国と指定された生産国からの供給を避ける等の対応が考えられるが、2022年12月現在は対応策を検討できていない状況である。

飼料調達コストに関しては、フランスの研究者も同様の見解を示しているが¹¹²、輸入大豆の減少により、EU域内における大豆の自律性（autonomy）を維持することができるため、特に、各地域でたんぱく質作物の生産が推奨されているフランスの農業者にとっては、歓迎すべきことであると述べている。

¹¹¹ 前文 13a 条

¹¹² ヒアリングより